

常置委員会活動見直しと、それに伴う P T A 規約の改正について

■見直しが必要になった背景

P T A 会員数が減少に伴い、ひとつひとつの行事を準備・実施してゆくことが、だんだん難しくなっておりまいた。

平成 9 年度以降、P T A 活動全体や各常置委員会の活動内容について、役員、P T A 活動に関する特別委員会を中心に検討を重ねてまいりました。

その中では、P T A 行事やその準備についても、新しいアイデア、方法を積極的に取り入れて、少しずつではありますが成果が出てまいりました。

しかし毎年、P T A 世帯の 8 割近くの方々に役員、実行委員、常置委員を引き受けていただいておりますが、これからも誰もが担える P T A 作りのためには、常置委員会活動の見直しが必要であると判断し、慎重に検討し、見直し案を策定しました。

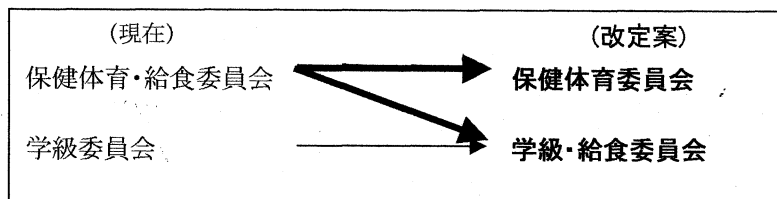
P T A 規約に基づき、実行委員会においても承認されましたので、この見直し案を平成 1 0 年度決算総会へ議案として提出いたします。

■保健体育・給食委員会の分離と常置委員会の再編

毎月の給食献立委員会と区 P T A 親善スポーツ大会など一年間通して、対外活動の多い委員会です。

委員会出席、練習、準備等を、現体制でこなすことは難しくなっており、「保健体育委員会活動」と「給食委員会活動」を分離させて、常置委員会間の活動バランス差を少しでもなくすものです。

しかし、常置委員会の数を増やすわけにもまいりませんので、市・区 P T A 協議会の委員会構成を考慮し、「学級委員会活動」に「給食委員会活動」を取り込むことにします。



■学年配分の見直し

各学年毎に常置委員長を決めることが、P T A 規約により定められていますが、1 年生という P T A 活動経験の浅い人の中から、保健体育・給食委員会の委員長を選んで、引き受けていただくことも難しいことですが、先頭に立って、運営していただくことも難しいとの声があります。

常置委員会の再編に加え、学年配分を一部組換えて、P T A 活動経験の浅い人にも無理無く引き受けていただけるようにしました。

(現在)		(改定案)
1 年 保健体育・給食委員会	→	1 年 人権啓発活動委員会
2 年 成人教育委員会	→	2 年 成人教育委員会
3 年 人権啓発活動委員会	→	3 年 保健体育委員会
4 年 広報委員会	→	4 年 広報委員会
5 年 青少年活動委員会	→	5 年 青少年活動委員会
6 年 学級委員会	→	6 年 学級・給食委員会

■常置委員配分の見直し

同学年に相談する人がいないので、委員長一人が仕事を抱え込んでしまっていると、案じる声がありました。

また、学級委員会では、電話連絡網のスムーズな伝達のためといわれていますが、もともと1学年に2学級あった時代に策定されたものです。

現在の学級委員会活動から、各学年2名ずつは不効率であり、学級委員を半分にして、各委員会の常置委員数を各1名増員し(青少年活動委員会を除く)、常置委員会間の活動バランス差を少なくし、組織力の強化のためにおこないます。

(現在)

	委員長	委員					
保健・給食委員会	1		2	3	4	5	6
成人教育委員会	2	1		3	4	5	6
人権啓発活動委員会	3	1	2		4	5	6
広報委員会	4	1	2	3		5	6
青少年活動委員会	5	1	2	3	4		6
		1	2	3	4	5	6
学級委員会	6	1	2	3	4	5	6
		1	2	3	4	5	



(改定案)

	委員長	委員					
人権啓発活動委員会	1	1	2	3	4	5	6
成人教育委員会	2	1	2	3	4	5	6
保健体育委員会	3	1	2	3	4	5	6
広報委員会	4	1	2	3	4	5	6
青少年活動委員会	5	1	2	3	4	5	6
		1	2	3	4	5	6
学級・給食委員会	6	1	2	3	4	5	6

学級委員の半数を各委員会へ配分し、
同学年の仲間をつくる。

■PTA規約の改定

常置委員会活動の見直しにより、PTA規約の改定も必要となります。

合わせて、PTA規約のなかで不明確になっているものについても改定いたします。

1. 常置委員会の活動各見直しに伴う規約改定 …… 第11章
2. 「父母」から「保護者」に表現をかえます。 …… 第2条2項他、計5カ所
3. 保護者からの役員候補者推薦委員選出について、学年が定義されていませんでした。 …… 第16条1項
「1学年から5学年の保護者の互選により…」
4. 特別委員会の委員長が、実行委員として定義されていませんでした。 …… 第34条
「実行委員会はこの会の役員、各常置、特別委員会の委員長、校長、…」